

## 園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱

制定	平成 27 年 3 月 31 日第 201400195719 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日第 201500166961 号
一部改正	平成 28 年 6 月 20 日第 201600041576 号
一部改正	平成 29 年 3 月 28 日第 201600198959 号
一部改正	平成 29 年 4 月 27 日第 201700011482 号
一部改正	平成 30 年 4 月 2 日第 201700327061 号
一部改正	平成 31 年 3 月 19 日第 201800336493 号
一部改正	令和 2 年 3 月 19 日第 201900327697 号

鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、園芸産地活力増進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、鳥取県農業の強みの一つである野菜や花き等の振興を図るため、園芸品目の産地づくりや中山間等特産物の育成、新技術のモデル的取組を実施しながら強い園芸産地の形成を目指すことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 対象事業のうち発展・成長タイプ（全農広域）、中山間地域等特産物育成タイプ（広域等）及び新技術イノベーションモデルタイプについては、対応する別表 1 の第 2 欄に掲げる者
  - (2) 対象事業のうち発展・成長タイプ（一般）、中山間地域等特産物育成タイプ（一般）、中山間地域等特産物育成タイプ（薬用有望品目試作）及び軽労化支援タイプについては、対応する別表 1 の第 2 欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表 1 の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）と、同表の第 7 欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。
- 3 中山間地域等特産物育成タイプの事業実施期間は最長 2 年とする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 5 国の産地生産基盤パワーアップ事業（以下「国事業」という。）の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならない。
- 6 また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

7 ハウス等の農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく園芸施設共済等の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済等への加入に努めるものとする。

（交付申請の時期等）

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 6 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第 3 条第 1 項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 12 条（第 4 項を除く。）、第 13 条、第 14 条、第 16 条第 2 項後段、第 17 条、第 25 条及び第 26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）補助金額の増額

（2）間接補助金の減額

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 12 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては次に掲げる変更等を定めなければならない。

- (1) 間接補助事業に係る別表の第8欄に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた対象事業の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定め

るに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより自己又は間接補助事業者収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（提出書類の部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、発展・成長タイプ（全農広域）、中山間地域等特産物育成タイプ（広域等）及び新技術イノベーションモデルタイプにあつては生産振興課に、発展・成長タイプ（一般）、中山間地域特産物等育成タイプ（一般）、中山間地域特産物等育成タイプ（薬用有望品目試作）及び軽労化支援タイプにあつては所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第16条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

（雑則）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。